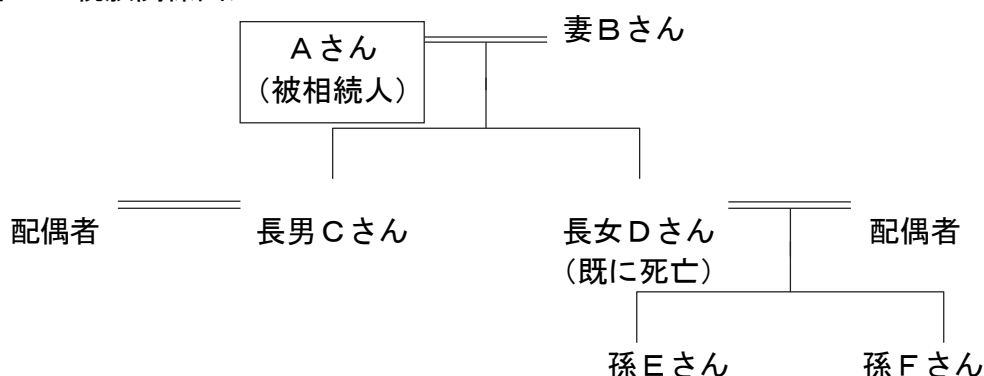


【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

非上場企業であるX株式会社（以下、「X社」という）の代表取締役社長であったAさんは、2023年4月26日（水）に病気により75歳で死亡した。Aさんは、自宅に自筆証書遺言を残しており、相続人等は自筆証書遺言の内容に従い、Aさんの財産を下記のとおり取得する予定である。なお、妻Bさんは、死亡保険金および死亡退職金を受け取っている。また、長女Dさんは、Aさんの相続開始前に死亡している。

＜Aさんの親族関係図＞



＜各人が取得する予定の相続財産（みなし相続財産を含む）＞

①妻Bさん（76歳）

現金および預貯金…………… 2,500万円

自宅（敷地300㎡）…………… 7,500万円（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額）

自宅（建物）…………… 1,500万円（固定資産税評価額）

死亡保険金…………… 1,500万円（受取額。契約者（＝保険料負担者）・被保険者はAさん、死亡保険金受取人は妻Bさん）

死亡退職金…………… 3,000万円（受取額）

②長男Cさん（51歳）

現金および預貯金…………… 5,000万円

X社株式…………… 1億円（相続税評価額）

③孫Eさん（25歳）

現金および預貯金…………… 2,000万円

④孫Fさん（23歳）

現金および預貯金…………… 2,000万円

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 Aさんの相続等に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「妻Bさんや長男Cさんが、Aさんの相続について単純承認する場合、原則として、相続の開始があったことを知った時から3カ月以内に、家庭裁判所にその旨を申述しなければなりません」
- ② 「Aさんの2023年分の所得税について確定申告書を提出しなければならない場合に該当するとき、相続人は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に準確定申告書を提出しなければなりません」
- ③ 「妻Bさんが受け取った死亡退職金は、みなし相続財産として相続税の課税対象となります。妻Bさんが受け取った死亡退職金3,000万円のうち、相続税の課税価格に算入される金額は1,500万円となります」

×① 単純承認には家庭裁判所に申述する必要はない。

○②

×③ 法定相続人は妻B、長男C、代襲相続人の孫EとFの4人

非課税限度額＝500万円×4人＝2000万円

死亡退職金の課税価格＝3000万円－2000万円＝1000万円

《問14》 Aさんの相続に係る相続税の総額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、課税遺産総額（相続税の課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額）は2億円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

(a) 相続税の課税価格の合計額		□□□万円
(b) 遺産に係る基礎控除額		(①) 万円
課税遺産総額 ((a)－(b))		2億円
相続税の総額の基となる税額		
妻Bさん		□□□万円
長男Cさん		□□□万円
孫Eさん		□□□万円
孫Fさん		(②) 万円
(c) 相続税の総額		(③) 万円

＜資料＞相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	1,000	10%	—
1,000	～ 3,000	15%	50万円
3,000	～ 5,000	20%	200万円
5,000	～ 10,000	30%	700万円
10,000	～ 20,000	40%	1,700万円
20,000	～ 30,000	45%	2,700万円

基礎控除＝3000万円＋600万円×4人＝①5400万円

	法定相続割合	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
妻B	1/2	100百万円	100百万円×40%－1700万円＝2300万円
長男C	1/4	50百万円	50百万円×20%－200万円＝800万円
孫E	1/8	25百万円	25百万円×15%－50万円＝325万円
孫F	1/8	25百万円	25百万円×15%－50万円＝②325万円
合計		200百万円	③3,750万円

《問15》 Aさんの相続等に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

- I 「妻Bさんが『配偶者に対する相続税額の軽減』の適用を受ける場合、原則として、妻Bさんが相続により取得した財産の金額が、配偶者の法定相続分相当額と1億6,000万円のいずれか（ ① ）金額を超えない限り、妻Bさんが納付すべき相続税額は算出されません」
- II 「孫Eさんおよび孫Fさんは、相続税額の2割加算の対象に（ ② ）」
- III 「Aさんに係る相続税の申告書の提出期限は、原則として、2024年（ ③ ）になります。申告書の提出先は、Aさんの死亡時の住所地を所轄する税務署長です」

〈語句群〉

イ. 多い ロ. 少ない ハ. なります ニ. なりません
ホ. 2月26日（月） ヘ. 3月15日（金） ト. 4月26日（金）

- I 「妻Bさんが『配偶者に対する相続税額の軽減』の適用を受ける場合、原則として、妻Bさんが相続により取得した財産の金額が、配偶者の法定相続分相当額と1億6,000万円のいずれか（①イ多い）金額を超えない限り、妻Bさんが納付すべき相続税額は算出されません」
- II 「孫Eさんおよび孫Fさんは、相続税額の2割加算の対象に（②ニなりません）」
- III 「Aさんに係る相続税の申告書の提出期限は、原則として、2024年（③ホ2月26日）になります。申告書の提出先は、Aさんの死亡時の住所地を所轄する税務署長です」